

外国人介護人材定着促進事業に係るQ & A

外国人介護人材定着促進事業について、申請にあたっての参考としてください。

Q 1 「外国人介護人材定着促進事業」に係る取組は補助基準額が 30 万円とあるが、1 法人あたり・1 施設あたりのどちらか。

A 1 1 施設あたりの補助基準額となります。

Q 2 法人本部が一括して外国人介護職員への取組をしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。

A 2 外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。

Q 3 技能実習生向けの取組は補助対象となるか。

A 3 取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。したがって、技能実習生向けの取組も補助対象となります。

Q 4 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A 4 対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。

Q 5 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象か。

A 5 補助対象となりません。

Q 6 技能実習生を受け入れるため監理団体に対して支払う監理費や、特定技能外国人を受け入れるため登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるか。

A 6 補助対象となりません。監理費や支援委託手数料等の技能実習生や特定技能を受け入れる際の義務的経費は対象外です。

Q 7 補助金交付決定を受けた後に、申請内容から取組を変更することは可能か。

A 7 取組内容の変更は原則受け付けておりません。ただし、やむを得ず変更する必要がある場合には、県地域福祉課福祉人材確保対策室までご連絡ください。

Q 8 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入後、導入後の運営費は補助対象となるか。

A 8 補助対象となりません。

Q 9 外国人介護職員の日本語学習について、zoom や skype を活用したオンラインによる学習も補助対象になるか。

A 9 補助対象となります。

Q10 事業者が支払った日本語能力試験（JLPT や NAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A10 補助対象となります。

Q11 日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。

A11 補助対象となりません。

Q12 事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。

A12 介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。

Q13 事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A13 補助対象となりません。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためです。

Q14 自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。

A14 外国人介護職員の生活に必要な備品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりません。

Q15 外国人介護職員に対するメンタルケアなどを目的に、県外への旅行を実施する際の経費は、補助対象となるか。

A15 補助対象となりません。旅行を実施する際の経費で補助対象となるのは、メンタルケアや文化に触れることなどを目的とした、県内への旅行を実施する際に支払った経費に限ります。

Q16 補助対象経費に賃金等が含まれているが、外国人介護職員の人件費も対象か。

A16 補助対象となりません。施設の介護職員の人件費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルケア等）を行い、それに係る人件費を施設から職員に支払った場合に限りです。